平成２６年（フ）第３５７３号
大阪市住之江区安立１丁目７番８号、事業所所在地大阪市中央区東心斎橋２丁目６番13号日宝ナイトビル３階
債務者　ジョーク・ダッシュこと　山本　裕一
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６５号
札幌市北区北19条西６丁目２番６－407号
債務者　山谷　義人
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９号
北海道旭川市大町１条10丁目181番地の53マイるーむＣ号
債務者　田邉　裕子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松ヶ瀬雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月11日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５０号
愛知県刈谷市銀座２－32　旭マンション405号、従前の住所愛知県豊明市前後町仙人塚1763番地１　エクセレンス仙人塚205号
債務者　富永　忠士
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９５号
北海道江別市大麻西町５番地の25
債務者　平岡　慎浩
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　慶如
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２号
熊本県荒尾市菰屋1908－46　ＡＫＡＮＥ102
荒巻方、住民票上の住所熊本県玉名市岱明町野口1145番地12　プレミール下河原202号
債務者　大城建太朗
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉東　忠男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１４号
北海道幌泉郡えりも町字えりも岬45番地の１
債務者　小金　好隆
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
山梨県甲府市西高橋町51番地　コーポ西高橋103、債務名義上の住所山梨県甲府市堀之内町838番地２　ＫＧＫサンハウス105
債務者　髙野　永吉
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
京都市伏見区竹田東小屋ノ内町27番地　エクセル竹田302
債務者　安田　直美
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１－503
債務者　田中　正徳
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
広島県三原市田野浦１丁目２番２－207号
債務者　曽川ゆかり（旧姓岩佐・永井）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１５５号
愛媛県松山市森松町324番地　森松団地12棟1244号
債務者　浅倉　一夫
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６３号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田323番地　県営団地24棟198号
債務者　野田　秀昭
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７６号
愛媛県松山市西石井３丁目16番38号　西石井団地１棟133号
債務者　山本　啓二
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７９号
愛媛県松山市小坂５丁目１番６号
債務者　野口　泰久
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８０号
愛媛県松山市小坂５丁目１番６号
債務者　野口久美栄
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
愛媛県四国中央市三島宮川１丁目10番４号グランドール伊予三島　1402号
債務者　山下　有紀
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
松山地方裁判所西条支部